

イザというとき慌てない! 「男と女の快護学」

介護保険入門 上手に使うカンどころ (11)
介護費用の軽減技

おちとよこ

高齢者介護、医療、福祉、教育、育児、暮らし、それにまつわる家族、女性問題を中心に、新聞、雑誌等に執筆のかたわら、講演やテレビに出演。国、自治体委員を歴任。
主な著書に「一人でもだいじょうぶ〜晴ればれ冬じたく〜」日本評論社、「第3版・介護保険上手に使うカンどころ」[入院・介護SOS]創元社、「シングル介護」NHK生活人新書 他。また「生活図鑑」[あなたの小さかったとき][ただいまお仕事中]福音館書店、「おばあちゃんのさがしもの」岩崎書店など、絵本、児童書も多数。

今日は一日誰とも話さなかった…。そんなことが珍しくなくなる高齢期。加えて今や、「スマホの中に入ってみんな失語症」。前号の悠悠川柳は人ごとではありません。こうしたご時世に、黙つていては享受できないのが、介護サービスやその費用の軽減。今号では、代表的な介護費用申請が必要なこと。黙つていては、決して活用できないことを忘れずに!

●「高額介護サービス費」の申請で、払ったサービス利用料を取り戻す

介護保険のサービスを利用したとき、1割、もしくは8月からは2割負担という人が、その自己負担分を少しでも取り戻すために是非とも知っておきたいのが、「高額介護サービス費」の申請です。これは、1か月に自宅や施設で利用した介護サービスの自己負担分が、次のペーシの限度額を超えると、超えた金額が戻ってくる仕組みです。

多くの方が37,200円を超えた金額が戻る対象となりますが、もし1人では超えなくても、世帯合算が出来るの

で、ご夫婦でサービスを利用してれば、対象となるケースは増えます。また2割負担になった人は、この申請を活用して超過分をしっかりと取り戻してください。ただし、次の費用は対象外です。

- ・ 福祉用具購入費と住宅改修の1割(2割)負担。
 - ・ 介護保険施設(特養や老健、介護療養型医療施設)の入所やショートステイでの食費、居住費などの保険外負担。
- 申請手続きは、各市区町村の介護保険窓口で、申請書を記入して提出します。その際、必要なものが市区町村によって異なり、本人や家族以外の人が手続きを行うときは委任状が必要になるので、事前に電話で確認してから出かける二度手間になりません。

市区町村によっては、還付対象者にサービス利用確定後(3カ月後くらい)、申請書を送付していますが、記入が面倒、よく分からないというために放置していることが少なくありません。子世代などが目配りし、二度手続きしておけば、以後は自動的に指定口座に限度額を超えた額が振り込まれます。放置していると2年で時効となってしまいます。

● 介護費用軽減に活用したい 包括や市区町村の介護保険窓口

実は介護サービス費軽減策は、まだまだたくさんあります。そこで介護サービスを利用し始めたら、是非ともお勧めしたいのが、担当の地域包括支援センターやケアマネジャーに、ダメもとでいいので、「介護費用を軽減する方法はありますか?」と、見栄ははらずに聞くことです。聞かないと、「必要ない」とみなされ、向うからはまず教えてくれません。聞けば、前記のように誰でも使える軽減策があります。ただ多くの軽減策は世帯非課税という条件付きで、共済年金や厚生年金受給者では、活用できないことが多いものです。でも諦めるには及びません。そこで知っておきたいのが、次の障害者控除です。

● 要介護や要支援で受けられる 「障害者控除」の活用

身体に障害が残ったとき、障害者手帳でいろいろな軽減策が受けられることはご存知の方が多いことでしょう。でも障害

者手帳を持っていなくても、認知症や介護状態によって、市区町村から障害者に準ずる認定が受けられることは案外知られていません。障害者に準ずるとみなされれば、障害者控除27万円や特別障害者控除40万円(同居の場合は75万円)の所得控除が受けられます。住民税の障害者控除額は、それぞれ26万円、30万円(同居の場合53万円)です。

市区町村が認定する基準は、要支援や要介護者で、主治医意見書の寝たきり度や認知症ランクなどが参考にされます。特別障害者に準ずる認定基準は、要介護3,4,5で、常に就床を要するなどの寝たきり度とその継続期間や認知症の重さなどが参考にされます。

判定方法や手続きは、市区町村によって異なるので、詳しくはお住まいの高齢福祉課などに問い合わせを。障害者控除対象者認定証が交付されると、控除額が大きいため課税負担が減り、受けられる軽減範囲が広がる可能性があります。

「聞くはいつときの恥、聞かぬは末代の恥」と言いますが、特に介護保険サービスは、ただ黙って待っていては受けられないことだらけ。物言う利用者になりま

● 高額介護サービス費(利用者負担の上限額)

申請により、超えた額が払い戻されます。

利用者負担段階区分	月額負担上限額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
(VI) 現役並みの所得の方*		世帯: 44,400円
(V) 一般世帯(市民税課税世帯で上記(VI)以外の方)	世帯: 37,200円	世帯: 37,200円
(IV) 世帯全員が市民税非課税の方	世帯: 24,600円	世帯: 24,600円
(III) 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	個人: 15,000円	個人: 15,000円
(II) 老齢福祉年金を受給されている方		
(I) 生活保護を受給されている方	個人: 15,000円	個人: 15,000円

しよう!(次号は、介護サービスの上手な苦情の言い方をお届けします)

・ 快護のポイント
「聞かぬは末代の損! 申請なくして、介護保険サービス費用の軽減はなし!」

* (VI): 同一世帯内の65歳以上の人の収入合計が520万円以上、単身383万円以上の場合